新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針(BCP)【改訂版】

R2.4.7 制定 R2.7.21 改訂

R2.9.8 改訂 R3.1.8 改訂

段階(レベル)を動かす判断は、国や地域、本学キャンパス内の状況を総合的に勘案して、対策本部において決定します。

この行動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもあります。

段	目安	研究活動	授業等	出張	学内会議	学生の課外活動	学生の旅行	催事・イベント等	事務体制
階	(例示)							(本学が開催するもの)	
0		通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	国内で感	各部局の管理体制による感	十分な感染防止対策を	出張先の感染状況	感染拡大に最大限の	感染拡大に最大限の	不要不急の旅行は自	感染拡大に最大限	感染拡大に最大限
	染が認めら	染防止対策を徹底すること	施した上で、対面授業に	を確認するなど注意	配慮をして、対面会議	配慮をして、課外活動	粛とします。	の配慮をして、催事・	の配慮をして、ほぼ通
	れる。	で、研究活動を行うことがで	オンラインを併用して授業	が必要です。	を行いますが、オンライ	を許可します。	帰省は、帰省先の感	イベント等を実施でき	常の勤務を行います
		きます。	等を実施します。		ン会議を推奨します。		染状況を確認するなど	ます。	が、業務の性質に応
							注意が必要です。		じて、時差出勤と 1
									~3 割程度の在宅
									勤務を推奨します。
2	国から宮城	各部局の管理体制による感	原則オンラインにより授業	感染が広がっている	対面会議は必要最小	原則禁止	感染が広がっている地	原則オンライン	感染拡大に最大限
	県以外で	染防止対策を徹底すること	を実施します。	地域への不要不急	限とし、原則としてオン		域へは、自粛とします。	ただし、催事等の性	の配慮をしつつ、業
	緊急事態	で、研究活動を行うことがで	定期試験や学位論文審	の出張は自粛としま	ライン会議を推奨しま			質上対面式での実	務の性質に応じて、
	宣言が発	きますが、現場での滞在時	査、実技・実験・実習の	す。	す。			施を必要とするもの	時差出勤と 3 割程
	令されるな	間を減らし、可能な場合は、	授業科目等で対面での					で、部局長の許可を	度の在宅勤務を推
	ど一定の行	自宅での作業を推奨します。	実施が不可欠な場合					得た場合は、催事等	奨します。
	動制限をう		は、十分な感染防止対					開催時のガイドライン	
	ける。		策を施した上で、対面に					に基づき対面式で実	
			より実施することができま					施できます。	
			す。						
3	国から宮城	各部局の管理体制による感	オンライン授業のみ	業務上やむを得ない	原則として、オンライン	全面禁止	原則禁止	原則オンライン	一部業務の遅滞、
	県に緊急	染防止対策を徹底すること		場合で、部局長の許	会議のみ				事後処理を許可し、
	事態宣言	で、研究活動を行うことがで		可を得た場合のみと					業務の性質に応じ
	が発令され	きますが、立ち入る研究室関		します。					て、時差出勤と 5 割
	るなど一定	係者は限定し、それ以外の							程度の在宅勤務とし
	の行動制	研究室関係者は自宅での							ます。
	限をうける。	作業とします。							

4	本学キャン	各部局の管理体制による感	オンライン授業のみ	原則禁止	オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	延期又は中止	現在進行中の重要
	パス内で継	染防止対策を徹底すること							な事務を継続するた
	続的に感	で、研究活動を行うことがで							めに必要最小限の
	染が拡大し	きますが、必要最小限の活							人数とし、7~8割程
	ている。	動のみに限定するとともに、							度の在宅勤務としま
		交代制にするなど立ち入り者							す。
		相互の面談は避けることとし							
		ます。							
5	本学キャン	大学機能の最低限の維持の	オンライン授業のみ(教	原則禁止	オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	延期又は中止	出勤して行わなけれ
	パス内で爆	ために、部局長など組織代	員が大学内からオンライン						ばならない緊急な業
	発的に感	表者の許可の下で、一時的	授業を行うことは禁止)						務以外は、原則在
	染が拡大し	に入室する研究室関係者の							宅勤務とします。
	ている。	みの立ち入りが可能です。							
		この場合、原則交代制とし、							
		立ち入り者間での面談は禁							
		止します。							

●警戒情報

(警戒情報を逐次記載をします。)

- * 医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外です。
- *この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。
- *海外渡航については、所属部局の担当窓口に相談ください。
- * 各種ガイドライン参照のこと
- <研究>各部局における感染防止対策の管理体制の構築について(5/11 通知)
- <授業>「ニューノーマルに対応した新しい授業形態について」
 - ・BCP レベル 1・2 における授業実施の取扱い・対応ガイドライン (R3.1/8 通知)
- <入試>令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(文部科学省・10/29 改訂)
- <課外活動>課外活動ガイドライン(7/3 通知)
- <ボランティア活動>東北大学ボランティア活動ガイドライン(8/5 通知)
- ≺寮>学生寄宿舎新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた入居生活ガイドライン(6/26 通知)
- <催事・イベント等>催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(6/12 通知)
- <図書館>附属図書館・図書室の開館(室)状況